



羅臼町の「夢のあるまちづくり事業」や「産業活性化に向けた事業」募集!!

町政だより

平成23年9月27日発行



いきいき地域提案型事業

この事業は、熱意あるまちづくり活動や地域を活性化させるための事業を応援するために、活動費や資材等の経費を町の予算範囲内で補助する制度です。

補助対象者	事業名	対象事業	補助内容
(1) 町内会（老人クラブ、子供会、女性部、青年部含む） (2) 地域住民によるコミュニティ組織 (3) 地域振興のために活動する団体及び個人 (4) 産業振興のために活動する団体及び個人 (5) スポーツ振興のために活動する団体及び個人 (6) その他町長が適当と認めた者	まちづくり人材育成研修・交流事業	研修、交流の成果がまちづくりにつながり、地域に積極的に活かすことができる事業	補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内を予算の範囲以内で補助し、1件につき20万円を限度とし、千円単位とします。
	個性的なまちづくり振興事業	①まちづくりイベント事業 ②個性的、地域的な産業振興事業 ③地域特産品等奨励事業 ④スポーツ振興事業 ⑤その他まちづくり振興上、特に必要と認める事業	
	地域より提案された事業	①生活環境の改善、景観形成、美観の維持、緑化に関すること ②交通安全、防犯、消防、防災等の生活の安全に関すること ③社会福祉の増進に関すること ④その他、特に必要と認められる事業	補助金の額は、補助対象事業を実施するに当たり、必要な資材（消耗品及び原材料）の購入に係る経費を予算の範囲以内で補助し、千円単位で交付します。尚、事業内容により資材の購入を必要としない事業へは補助対象経費の2分の1以内を予算の範囲内で補助し、1件につき20万円を限度とし、千円単位とします。

地域産業活性化事業

この事業は、町民の産業活性化に向けた主体的な取組を支援し、地域産業経済の健全な発展や産業を通じたまちづくりを進める制度です。

補助対象者	対象事業	補助内容
(1) 産業団体 (2) 地域住民による各種団体及びグループ (3) 産業振興のために活動する団体及び個人 (4) その他町長が適当と認めた者	(1) 産業活性化に向けた人材育成、研修、交流事業	原則、賃金、食糧費、備品購入費、用地購入費、工事請負費を除く補助対象経費の2分の1以内を予算の範囲内で補助する（千円単位）
	(2) 個性的な産業振興事業	原則、賃金、食糧費、備品購入費、用地購入費、工事請負費を除く補助対象経費の3分の2以内を予算の範囲内で補助する（千円単位）
	(3) 地域より提案された事業	

【受付・問合せ先：羅臼町役場 企画振興課 87-2111】